

第十五回 参議院農林委員會會議録第十九号

昭和二十八年二月六日(金曜日)午後二時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
徳川 宗敬君
三橋八次郎君
石原幹市郎君
小串 清一君
西山 亀七君
宮本 邦彦君
楠見 義男君
羽生 三七君
岩崎正三郎君
野原 正勝君

委員

衆議院議員
政府委員
調達行不
動産部長 川田 三郎君
農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農業改良局長 清井 正君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員

本日(山崎恒君) 次は、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案が去る一月十六日予備付託になりましたので、これを議題に供します。なお本案につきましては、本日は提案者から提案理由の説明のみを伺うことにいたします。

農林政策に関する調査の件
(いも切干価格安定に関する件)
(昭和二十八年度農林省関係予算に関する件)

第九部 農林委員會會議録第十九号

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に関する件
○連合委員会開会の件

○委員長(山崎恒君) それでは只今から農林委員會を開会いたします。

先刻委員長及び理事打合せでお手許にお配りしました日程の御承認を得たいのであります。その日程に基いて議事を進行する予定でありますから、御了承願います。それは十一日、十三日となつておりますが、十一日と十二日と、十三日は削りましたから、繰上げましたので御了承願います。

それから、かねて委員長の許で取りまとめられました食糧増産第一次五年計画及び食糧自給促進法案を内容とする食糧増産に関する資料を先般文書函にお配りいたしておきました。食糧増産の件につきましては極めて重要な問題でありますので、政府の計画のその後の様子を連絡しておりますから、それらの回答を待つてこれが取扱いについて後日御協議を煩わしたいと考えております。

出、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案につきましても提案の理由を御説明申上げます。

四面海に囲まれたわが国約四万キロの随所に海岸砂地地帯が発達しておりまして、その面積は実に十五万余町歩に達するのであります。海岸砂地地帯は海岸に特有な潮を含んだ強風が四季を通じて常時吹き荒び、日本海岸の冬季においては風速十メートルの日が一月のうち二十日以上に及ぶという実情であります。この潮風が沿岸一帯の農作物に常習的な被害を与え、又河川から放出される土砂を海岸に堆積し、飛散して、家屋、農作物を埋没する等、この地帯の農業並びに住民の生活に多大の害悪を及ぼしておりますことにはすでに周知の通りであります。これが対策として、古くから海岸防災林の整備が先覚者の努力によつて行われ、現在海岸防災林の面積は約四万町歩に上つておりますが、未だ不備のところが多く、ために五万六千町歩に及ぶ広大な不毛地が全く放任されているという状態にあります。特に戦時中軍用施設として或いは軍需関係用材として伐採し、戦後においては無計画な開墾等のために荒廃に陥つた海岸防災林の面積は実に七千余町歩に上り、各地においてその被害は由々しき問題を提起しております。従つてこれらの不備乃至は荒廃した海岸防災林を急速に整備することが焦眉の急務として要請されてい

を見ますと、相当面積に上る砂耕地が不完全な開発状態のままに放任されているということができるのであります。このことは、一面において生産力が極めて弱小な砂地であるということと潮害・旱害等の災害が常時発生することに起因しているのであります。従つてこのような原因を掃蕩して砂耕地の完全開発を図ることは、食糧増産の上からも又この地帯の農業経営を確立する上からも、すくなくもゆるがせにできないことであるべきであります。特に旱害防止のため一部地方にありましては酷暑灼熱の候において二ヶ月有半の間殆んど欠くことなく水汲み灌漑をして辛うじて収穫を挙げているという実情にありまして、この苛酷な水汲み労働の合理化は農民生活の改善上急速に解決を要する事項であります。

以上海岸砂地地帯の防災林と農業経営の実状の一端を述べたのであります。が、戦後における諸情勢の推移に伴ひまして海岸砂地地帯開発の要請は急激に高まつて来たのであります。即ち、近時沿岸漁業の不振により多数の漁民は農業への移行を迫られており、又内陸農村においては、戦後特に人口問題が重大化しつつありまして、海岸砂地地帯は増反開墾、乃至は二、三男の入植の対象として着目せられ、開発の促進が漁村と内陸農村の双方から具体的な日程に上つて来たのであります。これを要するに、海岸防災林を整備して沿岸一帯に互る農作物の常習災害を未然に防止すると共に、新たに農地を造

成し、或いは畑地灌漑等の施設を講じて農業生産を安定する等、海岸砂地地帯を急速に開発し、日本農業が当面する最大の課題とも申すべき食糧の問題並びに農村人口問題の解決の一端に資すると共に、低水準に置かれていたこの地帯の農家経済の確立並びに農民生活の改善向上を図らんとすることを主眼とした次第であります。

次に法案の内容、条文につきましては、積雪寒冷地帯振興臨時措置法案その他の既往の特殊法とほぼ同様でありますので、詳細な説明は省略いたしますが、その骨子とするところは、国の財政、金融の両面から援助を与えて災害防止のための海岸防災林の造成並びに畑地灌漑等の土地改良事業と質改善の基幹施設を総合的且つ重点的に実施することを規定いたしておるのであります。

以上が本法案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(山崎恒君) ちよつと速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。
次に、農産物価格支持政策の一環として、切干甘藷価格安定に関する件を議題に供します。本件につきましては、昨年十二月二十四日、当委員会から政府に申入れを行なつたのでありま

先ず当局から提案理由及びその内容等につきまして説明を伺い、要すれば質疑を行い、その後この法律案の取扱いにつきまして御協議を願いたいと存じます。提案理由の説明を願います。調達庁不動産部長の川田三郎君。

○政府委員(川田三郎君) 只今提案になりました日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基きまして、日本国及びその附近に配備されておりましてアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍によりまして、防潜網、水中聴音器その他の水中工作物を設置され、又はその維持を行なつておりましたために起る各種事業への損害、或いは又防風林、防風施設、又は防砂施設の除去乃至損壊等が行われました場合に、各種の事業に損害が生じた場合、これを従来は補償する法制がございませんでした。

そのために各地からその被害に対する補償の要求があつたわけでありまして、政府といたしましては、その措置に窮した次第であります。従つて今回この法案を提案することによりまして、公布を見ました際には、従来適法に農業、林業、漁業を行なつておりましたものに對しまして、法律上定められたアメリカ軍の行為を原因とする損害につきましては、接収関係の契約の有無、又は漁業でありませぬならば、漁業制限関係の地区の指定がございませぬようにしよう。こういう措置をいたした理由でございます。

その内容につきまして成るべく簡略に一応の御説明を申し上げます。この法律によりまして、損失の対象となります原因と、その被害を受ける事業とが法律上限定されております。その被害の原因となりましては、第一号の一号、二号とございまして、第一号は防潜網その他の水中工作物を設置するか、又はその維持をしておるために起る、これが原因たる行為とされております。第二号といたしましては、防風施設又は防砂施設が破壊されたものを、軍が除去し或いは損壊したした場合、そういう行為を原因として起つた損害、又第三号といたしまして、今後の事態に即しまして、政令でその原因たる行為を取上げまして、政令に定められた行為によつて損害が起つた場合にこれを補償の対象とする。

を受けました者が補償申請をする。都道府県知事はこれを内閣総理大臣に送付する。内閣総理大臣は遅滞なくこの損害の有無を調査いたしまして、補償額を決定して知事を経由して申請者に通知をする。この通知額に對しまして、異議がございませぬ場合は、第三条に規定してございませぬが、不服の申立をいたしまして、それによつて内閣総理大臣はその日から三十日以内にこの異議に對する決定をし、通知をしなければならぬということになつております。又その他接収不動産に對する農地の補償、漁業制限地域における漁業の補償、こういうふうな現在駐留軍関係につきましてはその他の法律によつて損害賠償の途が開けておるものがございます。それらの法制によつて損害賠償が行われるものについて、この種の損害でありませぬものは、既存の法律によつて救済できるものは、この法律は適用しないということが第一の二項に規定してございませぬ。

次に、補償を受け得る事業でございませぬが、これは法律上は第一号の本文に、従来適法に農業、林業、漁業を営んでおつた者ということが明らかにされております。そのほか又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者、これも事態の推移に従いまして政令でその事業の範囲を農林漁業以外にも拡張して行くことができる、こういう法の建前になつております。

その損失とはどういふものであるかと申しますと、こうして法令上規定された事業の経営上の損失、これが補償の対象となることとございませぬ。その他は手続規定が法文中の中に出ております。全くこれは現在行なつております漁業制限の補償と同じ手続規定になりまして、簡略に申上げますならば、都道府県知事を導きまして損害

を申請した者が補償申請をする。都道府県知事はこれを内閣総理大臣に送付する。内閣総理大臣は遅滞なくこの損害の有無を調査いたしまして、補償額を決定して知事を経由して申請者に通知をする。この通知額に對しまして、異議がございませぬ場合は、第三条に規定してございませぬが、不服の申立をいたしまして、それによつて内閣総理大臣はその日から三十日以内にこの異議に對する決定をし、通知をしなければならぬということになつております。又その他接収不動産に對する農地の補償、漁業制限地域における漁業の補償、こういうふうな現在駐留軍関係につきましてはその他の法律によつて損害賠償の途が開けておるものがございます。それらの法制によつて損害賠償が行われるものについて、この種の損害でありませぬものは、既存の法律によつて救済できるものは、この法律は適用しないということが第一の二項に規定してございませぬ。

概略この法案を提案いたしました動機並びに法の建前といたしますが、その申上げた次第でございませぬが、その他この法案といたしましては、附則に於いて当然施行期日をこの公布の日からとすることに提案してございませぬ。又これに伴いまして、調達庁設置法の改正を行う必要があるわけでありませぬ。これはその事務を調達庁の如何なる部が所管するかということになりませぬので、この点は附則の第二項によりまして、調達庁不動産部が所管するということとございませぬ。調達庁設置法の八条がそれによりまして、八条に大号を加えた次第であります。

の補償額等につきましては、ただ単に官庁側の決定だけでこれの結論をつけるといふことでは不十分でございませぬので、地方調達不動産審議会の議にこれをかけまして、その答申によつて調達局長がその損害額を決定する、こういう組織を作りませぬ関係上不動産審議会に對しましては必要の改正を加える必要がございませぬので、その関係が附則の末尾のほうに現れております。

地方不動産審議会の改正につきましてはこれは政令事項でございませぬので、政令にその所管を譲りよう現在準備中ではございませぬが、中央不動産審議会に直接損害額の算定には関与いたさせんけれども、これに對する基準等を定めませぬのは、中央不動産審議会の関係になるのが相当と考えましたので、この法案の附則の中に中央不動産審議会の権限事項を追加いたしまして掲げてございませぬ。

以上が細部に互ひました点の説明でございませぬ。この法案が一日も早く通りまして、従来駐留軍関係、又曾つての占領軍関係で政府といたしましては、国民の被害はお察しなげらませぬ、国民の被害は行ななかつたといふものを、少しでもこれを十分に洩れるところなくやつて行けることができれば、さういふ念願でございませぬ。ただこの法案は当然にその措置の結果といたしまして予算を伴うことになりませぬので、現在法律案に盛りられております防風林関係、防潜網関係につきましては予算上善処するといふ各省間の用意もございませぬが、政令で定めることにつきましては、今後の財政上乃至事態の緩急度によりまして各省間の協議を十分に遂げて、事実上即応した

規定をいたしたいと存じております。一応説明をこれで終らせて頂きます。○委員長(山崎恒君) 質疑がございませぬので、今の提案理由を伺つた限度で質問いたしまして、又別の機会に内容に互つて質問申上げたいと思つたのですが、今お述べになつた補償関係の予算といふのは、二十八年度予算の上から行けば、どういふことになりませぬか。平和回復処理費のほうから出るのでございませぬか。どこから予定されておりますか。

○政府委員(川田三郎君) 防衛支出金の補償費から出ております。○補見委員君 それから経営上の損失補償の問題ですね、これはどういふ基準になりませぬか。例えば一時金で行くのか、或いは連年の補償になるのか。さういふまあ交付の限度の問題、又基準の問題はどういふふうになるのでございませぬか。

○政府委員(川田三郎君) 軍の与えました行為が一次的なものである場合は、一次的の補償になると思ひます。併し一次的の行為の影響が継続する場合には、やはり定期的な補償額を算定して一四半期ぐらいつつに切りまして、補償いたしたいと思ひます。

○補見委員君 具体的に言いますと、例えば防風林が損壊されたり、防風施設が損壊されて、そのために耕作者として非常に損失を受けるわけですね、その場合に、今までは大体ここではさういふような権限をあげておつた、ところが防風施設、防風林の損壊除去等のために具体的にさういふふうな権限が上らなくなつたという認定ですね。

規定をいたしたいと存じております。一応説明をこれで終らせて頂きます。○委員長(山崎恒君) 質疑がございませぬので、今の提案理由を伺つた限度で質問いたしまして、又別の機会に内容に互つて質問申上げたいと思つたのですが、今お述べになつた補償関係の予算といふのは、二十八年度予算の上から行けば、どういふことになりませぬか。平和回復処理費のほうから出るのでございませぬか。どこから予定されておりますか。

○政府委員(川田三郎君) 防衛支出金の補償費から出ております。○補見委員君 それから経営上の損失補償の問題ですね、これはどういふ基準になりませぬか。例えば一時金で行くのか、或いは連年の補償になるのか。さういふまあ交付の限度の問題、又基準の問題はどういふふうになるのでございませぬか。

規定をいたしたいと存じております。一応説明をこれで終らせて頂きます。○委員長(山崎恒君) 質疑がございませぬので、今の提案理由を伺つた限度で質問いたしまして、又別の機会に内容に互つて質問申上げたいと思つたのですが、今お述べになつた補償関係の予算といふのは、二十八年度予算の上から行けば、どういふことになりませぬか。平和回復処理費のほうから出るのでございませぬか。どこから予定されておりますか。

つて農業経営の安定と農民生活の改善を期することを目的とする。

(海岸砂地地帯の指定)

第二条 農林大臣は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、潮風又は潮流に因つてたい積された砂土におおわれているために、土砂の飛散又は移動がはなはだしいか又は農業生産力が著しく劣つてい土地が集团的に存在する都道府県の区域の一部を海岸砂地地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事の定める農業振興計画)

第三条 前条第二項の通知を受けた都道府県知事は、同条第一項の指定に係る海岸砂地地帯についての農業振興計画を定め農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、関係人の意見を聞かなければならない。

(農林大臣の定める農業振興計画)

第四条 農林大臣は、前条第一項の農業振興計画を参しやくし、海岸砂地地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、海岸砂地地帯についての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 政府は、毎年度、国の財政の計す範囲内において、前項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 前項の予算の計上に當つては、

第一項の農業振興計画が総合的且つ効率的に実施されるよう考慮されなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(農業振興計画の内容)

第五条 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 防災林の造成、改良及び維持管理に関する事項

二 農地の造成、改良及び保全に関する事項

三 農業用道路その他農地の利用上必要な施設の整備に関する事項

四 農畜産物の生産、加工、販売その他処理についての共同施設の整備に関する事項

五 農業技術の改良、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

(事業の実施)

第六条 第三条及び第四条第一項に規定する農業振興計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施する。

第七條 第三条から前条までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、省令で定める。

(海岸砂地地帯農業振興対策審議会の設置及び権限)

第八条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他

海岸砂地地帯における農業振興に関する重要事項を調査審議するために、農林省に海岸砂地地帯農業振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、海岸砂地地帯における農業振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることが出来る。

(審議会の組織等)

第九条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員の中から参議院が指名した者 五人

三 自治庁次長 一人

四 大蔵事務次官 一人

五 農林事務次官 一人

六 建設事務次官 一人

七 経済審議庁次長 一人

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償貸付等)

第十条 国は、国有財産法(昭和二十八年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「田圃」を「作地」に改定する。

第三十四条第一項の表中「田圃」を「作地」に改定する。

十三年法律第七十三号)第二十二條(無償貸付)又は第二十八條(譲与)の規定にかかわらず、第四條第一項の農業振興計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要なる普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「田圃」を「作地」に改定する。

第三十四条第一項の表中「田圃」を「作地」に改定する。

一、木炭昇管検査強化に関する陳情(第三四八号)

一、入院患者用配給米増配に関する陳情(第三五九号)

一、食糧自給促進法制定に関する陳情(第三七八号)

一、耕地培養事業拡充に関する陳情(第三七九号)

一、主要農産物価格維持措置に関する陳情(第三八〇号)

一、耕地災害復旧事業促進に関する陳情(第三八一号)

第一三一〇号 昭和二十七年十二月二十四日受理

民有林道予算増額に関する請願

請願者 岡山県川上郡成羽町役場内 平松幹章外一名

紹介議員 加藤 武徳君

森林経営の合理化を図るため林道開設は不可欠の施策であり、治水上あるいは産業振興上にも極めて大きな影響を持つている。ことに岡山県川上郡地方は吉備高原としての特性上森林経営の合理化が同地区の経済の死命を制する状況にあるが、林道の開設は現在までに百五キロに過ぎず、林業経営の合理化はもとより森林計画の達成も困難な実情にあるから、昭和二十八年年度以降の林道予算を大幅に増額せられたいとの請願。

第一三六〇号 昭和二十八年一月十日受理

事故糖下げに関する請願

請願者 東京都台東区竹町一〇社団法人日本キヤラメル工業組合理事長 山本宗次郎

紹介議員 楠見 義男君

政府保有の砂糖は入札あるいは随時契約により業務用として売却されているが、現在全国各地の倉庫にある現品の中、みつ分の漏出による荷荒れ事故糖が相当多量にあるが、これを処分される際は是非とも全国中小菓子製造業者に対し格安に払い下げられたいとの請願。

第一三八〇号 昭和二十八年一月二十日受理

岡山県寄島町地先の干拓事業施行に関する請願

請願者 岡山県浅口郡寄島町長 高洲吉五郎外一名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県寄島町は地勢上耕地面積が少くしかも大部分山畑であるため、農民経済は極めて貧困であり、加うるに近時内海漁業の不況と漁業整理の国家の方針は漁民の生活に脅威を与え、農業に転向を希望するものが多い実情にあるが、幸にも当町地先は干潮時歩行可能な干潟約二百町歩を生ずる状況にあるから、国費による干拓地として取り上げられ食糧増産と当町発展を熱望する町民の希望を達成せられたいとの請願。

第三四五号 昭和二十七年十二月二十五日受理

農業金融疎通促進に関する陳情

陳情者 大分市昭和通り大分県農業会館内大分県農政會議内 波多野政男外四名

食糧の自給を早急に達成するために、農家に対し、食糧増産に必要な生産資金を十分に供給するとともに経済力の弱い農家経済を維持安定させる各種資金を円滑に供給できる金融機関を確立する必要がある。しかるにわが国の農業は、農地改革実施により農地の担保価値を失つたため、一般金融機関の対象とならず、すでに貸出されている農林漁業特別会計資金も、近く予定されている食糧自給促進法の制定に伴い融資も種々の制約があつてその効果を期待できないから、農林中央金庫を通じ百三十億円を融資せられたいとの陳情。

第三六〇号 昭和二十八年一月五日受理

農業金融疎通促進に関する陳情

陳情者 大分県議會議長 岩崎貢 政府は農業生産増強のため既に農林漁業特別会計資金の貸出を実施中であ

り、さらにまた近く食糧自給促進法を制定し多額の財政資金を投ずるやにそ

く聞するが、これら財政資金の融通には種々の制約がある関係上これのみでは十分効果を期待し得ないから、この際早急に各信連の固定貸付金の流動化により農業金融の疎通を図るため、すみやかに適当なる金融措置を講ぜられたいとの陳情。

第三四六号 昭和二十七年十二月二十五日受理

自作農創設維持資金の拡充等に関する陳情

陳情者 東京都千代田区神田神保町二ノ二〇中央自作農協 会内 小平権一外五名

農地改革の成果を維持しこれを発展させることは農地法の制定だけでは到底不可能であるから、自作農家の維持育成のため、(一)自作農創設維持資金の拡充、(二)自作農貯蓄組合の助成、(三)自作農家の簿記指導に関する施設の助成、(四)農業関係の金融の実態調査の助成等の適切な施策をすみやかに実施せられたいとの陳情。

第三四七号 昭和二十七年十二月二十五日受理

砂土地域農業開発法制定に関する陳情

陳情者 鳥取県知事 西尾愛治

海岸砂土地域農業開発に関する法律案が国会に提出される運びとなつたことは喜びに堪えないところであるが、昭和二十八年年度予算において、その基幹事業である飛砂防止林設置費十億円、耕地改良事業費十億円を計上せられるよう強く要望するとともに、砂土地帯開発関係法が一日も早く成立するよう取り計らわれたいとの陳情。

第三四八号 昭和二十七年十二月二十五日受理

木炭炭質検査強化に関する陳情(十一通)

陳情者 宇都宮市埴田町三五六新木原経済農業協同組合連合会長理事 栃木雄一外二十四名

昭和二十五年六月指定農林物資検査法が廃止され、これに代つて農林物資規格法が施行され、各府県は本法に基き条例を制定して木炭の炭質検査を実施し今日に至つては、最近各県における財政事情は極度にひつ迫し、かつ木炭検査が各府県の自由任せられていた関係で、府県によつて既に検査制度を廃止したところもあり正に検査制度は危機にあるから、県営検査制度を再認識し各府県の公営検査制度実施に對し適切な国庫助成の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三五九号 昭和二十七年十二月十六日受理

入院患者用配給米増配に関する陳情

陳情者 京都府庁内衛生部内 小池鉄造外六名

先般委員の配給統制を撤廃せられて精米の患者用配給量が削減せられ、さらに最近において昭和二十八年年度年度の米の供出量の減少により本年七月以前の状態で比すれば患者給食用主食の精米量は半減せられる結果となり、これがため入院患者の治療上はもとより、パン食による給食費の増高あるいは完全看護の中止等の弊害が起つてゐるから、病院給食が円滑に継続できる程度まで入院患者用主食米の加配量を増加せられたいとの陳情。

第三七八号 昭和二十八年一月八日受理

食糧自給促進法制定に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次

食糧の自給促進を図るため、昭和二十八年年度を起点とし、食糧増産五箇年計画が樹立されつつあることは、時宜に適切な措置であるから、これが早期実現のため、食糧自給促進法の成立をすみやかに実現せられたいとの陳情。

第三七九号 昭和二十八年一月八日受理

耕地培養事業拡充に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次

耕地培養法により不良耕地を改良して農業生産の向上を図ることは、国民食糧不足量の国内補給のためにも、また農家経済安定のためにも極めて重要な施策であるが、本法に基き計画は七箇年の長期にわたり、しかも不良耕地の七、八十パーセントのみが改良の対象とされていることはなほ遺憾であるから、不良耕地の全面積に事業を拡大せられるとともに国庫補助職員を増員を早急に実現せられたいとの陳情。

第三八〇号 昭和二十八年一月八日受理

主要農産物価格維持措置に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次

食糧の絶対的不足量を支えるだけ国内補給するには相当無理な条件下で生産しなければならぬので、政府買上等の方法により農産物に対しその最低生産費を保証する一定価格を支持する価格維持措置を講ぜられたいとの陳情。

陳情者 福岡県知事 杉本勝次
近年相次ぐ台風によつて耕地の被害は極めて大きなものがあり、これに伴う零細農家の打撃は一日もゆるがせにできない問題となつてゐる。しかるに従来農地および農業用施設に対する災害復旧事業は、予算の制約によつていぢるしくはばまれてゐるから、これが復旧については少くとも三箇年以内の事業を完成するよう予算を増額せられたいとの陳情。

昭和二十八年二月十三日印刷

昭和二十八年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局